

令和5年度

福島地方最低賃金審議会

第2回非鉄金属製造業専門部会

議事録

日 時：令和5年9月29日(金)

13:30～16:30

場 所：福島合同庁舎 3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、森谷

(労)遠藤、大越、木村

(使)岩崎、小松、金成

1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第2回非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催します。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、公益の元井委員が欠席されています。大越委員から若干遅れるとの連絡が入っておりますが、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

2 議 事

(部会長) それではこれより議事に入ります。

(1) 配付資料の説明について

(部会長) 本配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日配付させていただきました資料について説明いたします。

9月12日に日銀福島支店が公表しております金融経済概況8月分でございます。下のページ数につきましては、第1回合同部会において通し番号ということで取り決めさせていただきましたので、113ページという表記にさせてもらっております。概況としましては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。」という分析がされており、前回の6月と変化はなしとなっております。県全体の景気状況でございますので、あくまで参考にさせていただければと思ひまして、配布させていただきました。

(部会長) ただいまの説明で質問等がありましたらお願いします。

(な し)

(2) 金額審議について

(部会長) 次に金額審議に移りますが、金額審議に当たってお願いがございます。

特定最低賃金は、労使の合意があって決定され、状況に即して改正されます。その趣旨に沿って、労使のイニシアティブを発揮していただき、全会一致の結論となりますようお願いいたします。

また、9月15日の合同での第1回専門部会において、労働者側、使用者側委員の皆様にご了解をいただいておりますが、金額審議で金額の提示をされる際は、その金額とした根拠について簡単なメモで結構ですので部会長に提出をお願いします。そのメモについては、公益委員と事務局で共有させていただきますのでコピーを取らせていただきます。また、時間の制約もありますので、労使双方にも提供してよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 本日は実質的に初回の審議ですので、金額審議に入る前に、労働者側、使用者側委員それぞれから、非鉄金属製造業における賃金実態や経済状況等についてご意見をお伺いし、各委員が共通認識を持つようにしたいと思います。

その後に金額の審議に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ご意見をお伺いする前に各側での協議時間を設けた方がよろしいでしょうか。

(金成委員) 使用者側で打ち合わせをしたいと思いますので、15分程度お時間をいただきたいと思います。

(部会長) それでは、審議開始を1時50分とします。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

(部会長) 再開いたします。最初に労働者側各委員から賃金実態や経済状況等について発言をお願いします。

金額審議に入ってしまうと、個別にお話をお聞きする形になって、双方でお互いの考えを述べる場はなかなかないので、この場で共有していただければと思います。

(遠藤委員) 私の方から非鉄金属産業の動向について触れさせていただきます。非鉄価格の国際指標となるLMEベースメタルの相場ですが、EV転換加速の動きや政府への抗議活動による鉱山操業停止などの価格の下支えとなる一方、減速する世界経済の警戒化、中国などの需要の多い国々の経済が鈍化する見方が広がったということで、総じて低調に推移している状況かと思えます。

非鉄全般に言えると思うのですが、エネルギー価格や、電力価格の上昇、自動車の減産、半導体市場の悪化に伴う電子材料の原価などが経営を圧迫している状況と言えるかと思えます。

非鉄金属産業ですが、我が国は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを踏まえ、革新的な技術開発により、脱炭素を進めるうえで必要な非鉄金属素材を安定的に供給しなければいけないと考えています。

次に春闘の動向について少し触れます。我々の産業別組合基幹労連ですが、今年の春季生活闘争の交渉単位組合におきまして、賃金改善については前進回答率91.5%ということで、回答額は6,800円程度となっております。

経済社会動向については、政府は賃上げをしやすい環境整備に向け、中小企業における設備投資、IT化といった生産性向上の取り組みに対する支援、下請け事業者の取引関係の適正化などに取り組んでおり、引き続き支援を継続していく考えを示しているところです。特に、業務改善助成金については、最低賃金引き上げの対応で、厳しい中での積極的な設備投資などを行っている生産性向上を目指したい企業にとっては非常に有効な助成金であると考えています。

次に、我々の主張について触れさせていただきます。非鉄産業は、産業機械、自動車、情報通信機器等、他産業の基盤となる産業となっており、サプライチェーンを維持することは非常に重要であると考えています。永続的に産業の発展を進めるうえで最も重要な要素である人材確保の観点から、あるべき水準を目指していく必要があると考えています。特定最低賃金はすべての労働者に適用される地域別最低賃金とは異なり、当該産業労使がイニシアティブを発揮して、その産業にふさわしい水準を設定するという制度の趣旨に鑑み、特定最賃の意義、役割について地方連合会や地賃審議会委員と前広に連携し、公労使

でその趣旨の徹底を図るとなっています。特定最賃の引き上げがなされないのであれば、産業としての魅力が薄れ、人材の確保に支障をきたすこととなります。今後、徐々に経済回復が期待される中で、産業の将来を見据えた人材の確保ができなければ、人員構成のゆがみが生じ、技術・技能の伝承に支障をきたすこととなります。ものづくり産業においては、技術・技能を確実に伝承していくことが重要であり、そのためには適切な特定最賃が必要であると考えています。我々の産業で働く労働者の賃金水準が他産業と比べ魅力的でなければ、当然、軽作業で作業環境が良く、専門性が不要でない産業に優秀な人材が流れて行ってしまう、我が国の基幹産業である非鉄金属産業が、今後急激に衰退し、存続の危機に直面されていくことが容易に想定されます。これは、使側委員の先生方も一緒だと思っております。

2018年の審議できなかった分17円、今後できる限り解消していくということで、公労使で確認していければと考えていますので、こちらも主張させていただきたいと思っております。

毎回言っていますが、自分たちのために審議に入っているわけではなく、組織化されていない非正規の方々のためにこういった場にいるということですので、ご理解いただきたいと思っております。最後に、できる限り全体を見せた上で論議すべきだと考えています。以上です。

(木村委員) 非鉄金属業の作業環境ということでお話させていただきます。現在、コロナ感染症が5類になったことで、少しずつ良い方向にはなっていますが、ウクライナ戦争で輸入規制や原油高等で労働者の生活に対しても大きな影響を及ぼしていることは間違いはないかと思っております。このような状況の厳しい環境の中で働く労働者の生活を少しでも補っていききたいということも、今回の審議の意味合いでもあるかと思っております。

非鉄金属業は、毎年気温が上昇して、異常気象の中、夏場には灼熱化して暑く、耐熱性のある作業着を着て作業をしています。常に熱中症のリスクもあり、水分補給等して作業していただいておりますが、それでも今年は熱中症者が、わが社の場合6名くらい出てしまい、50度60度になる環境もございます。涼しいところに入って休んでから作業をしますが、30度以上温度差があると痙攣を起こしてしまうということを、救急隊から教えていただきましたが、そういう作業の中で、非鉄金属業に関わる労働者は大変な思いをして作業をしているということをご理解いただきたいと思います。

また、粉じん等でゴーグルマスクを着けて暑い中苦しい思いをして屋内で働いております。休憩に入ってもマスクをされている方が多く、そういう状況の中作業をしているということが現実でございます。

今回、若い人たちが少ない給料で過酷な現場で働きたいという方は、かなり少ないと思っております。我々の中の企業であれば、高卒、大卒の方に入社時に聞いた話ですが、なぜ弊社を選んだのかという話をさせてもらおうと、まずは月の給料を見て、次に年間の休日を見ている、その次に一日の労働時間、そのあとが有給休暇の年間の日数、これを求人で見ると選んだという意見がありました。今厳しい状況の中生活してくうえで、中途採用も採用していますが、やはり時給や給料で選んでいるという話もありました。ただ、若い人たちは給料が高くて、非鉄金属業の暑い環境の汚いところで働きたくないという方もかなりおられて、入社されて半日で帰られる人もいます。最低賃金は少しでも上げていただいて、企業を選んでいただき、賃金をもらった分対価として一生懸命働いていただくというのが、重要だと考えております。

現在、状況的に景気は上がってきていると思います。仕事も今後増えていくと思いますが、人口減少のために働く人がいないという状況が懸念されています。実際10人募集しても10人来ない場合もあるので、そういう時代が今後増えていくのかと思うと、中小企業で働く方々は、過酷なところで働く以上賃金を上げていかなければいけないと考えております。

我々の働く環境の中で、無理をしてケガ、熱中症、体調不良になり労災になった方もかなりおられますし、大変な問題になっていることも事実でございます。非鉄金属業の過酷な環境下で、様々な作業に従事していただきますが、福島県の最低所得者の糧になるように、また励みになるように、我々もこのような形で意見を申し上げていますので、よろしく願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。次に使用者側各委員から賃金実態や経済状況等について発言をお願いします。

(金成委員) 特定最低賃金のそもそものことですが、労使双方がイニシアティブを持って、労働条件の向上に向けて協議して進めていくと整理されているところでありまして、これについては、それぞれの立場、意見が異なるということがありますから、公益の先生方のお力をお借りしながら議論し、まとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地賃についても申し上げたいのですが、今年度の結果はご存じのとおり、去年、今年と2年続けて過去最高の引き上げ額となり、今年は42円引き上げて900円となりました。労使の主張が合致せずに、公益の先生からいただいた形になりましたが、3要素の中で政府の方針に引きずられたということがあり、我々が主張している支払能力がなかなか十分にご配慮いただけなかったということが、残念だということでございます。

特賃の審議にあたっての基本的な考え方ですが、経済情勢や雇用賃金など、客観的な論拠に基づいて主張、議論を行っていきたいと思っております。基本的には地賃と異なって、出来上がった結果をより広く、非正規なり組織化されていないところに裨益させていくということが趣旨ですので、そういった意味からも、客観的なデータから考えていくべきではないかという考えでございます。

それから、中小企業といっても違いはかなりあります。300人いる事業所と100人の事業所は違いますし、50人以下の事業所、10人以下の事業所とございます。そこは一括りにはできないですので、そういった観点から、本当に小規模な事業所に目を向けるべきではないかと考えております。これは、通常の労使交渉で決まる協定とは違い、法律的に義務になり強制されるものになりますので、十分に配慮すべきと思っております。

また、改正の審議には入りましたが、審議に入ったこと自体、特賃を改定するという前提とするものではないということを確認させていただいております。

次に経済情勢ですが、9月26日に内閣府が公表しました令和5年9月の月例経済報告によれば、景気は穏やかに回復しているという認識でございます。国内景気自体も8月も変わっておりませんが、昨年度と違って回復している傾向は間違いなくあるという認識でございます。ただ、世界的金融引き締め、アメリカの金融引き締めも継続されると発表されましたし、中国経済の先行き懸念、不動産を含めてたくさんございます。そういった意味から、我が国の景気を下押しするリスクがあるということで、全体としては去年より良くなっているが、先行きについては大きな不安要素があるということは記載されているところでございます。

県内景気につきましては、9月12日の日銀福島支店の福島県の金融経済概況によれば、県内景気は穏やかに持ち直しているということです。我々非鉄金属業に関しても、8月31日に福島県企画調整部が公表した、福島県の鉱工業生産指数、令和5年6月分、季節調整済で平成21年を100とした場合、84.6となっていますので、昨年同月は90.8ですので、生産に関しては良くなっていないということが、統計的にあります。

物価については価格転嫁の状況、加えて考慮すべきと思っていることは、今回台風に伴い県内で大きな被害がありました。このように続く災害や、10月からインボイス制度が開始されるということですが、非課税業者に対して、非常に厳しいという話は聞いておりますので、このような様々な目の前の課題もあり、不安要素があるということ、しっかりと考えながら進めさせていただきたいと思っております。

総じて、ウィズコロナが去年より進んでいるということから、景気状況についても去年より良くなっているということは認識同じですが、エネルギー、原材料、円安、世界情勢不安は変わっていませんので、先行きに良くなりつつも不安要素はまだあるということで、不透明感を増しているということは、各事業所から聞くと何も変わっていませんので、そういった状況を考えれば、非鉄金属特定賃金については、こういうグローバルな部分を踏まえて慎重に対応していく必要があると考えているところでございます。

(岩崎委員) 私どもは航空機、産業機器の部品を作っております。航空機については、コロナの感染が拡大したときは、その前に比べて民間航空機部門の売上高は85%減少して、これが2年ほど続いておりました。9月決算ですが、昨年の9月と一昨年の9月は大幅な収支の低迷、悪化で大幅な赤字になり、雇

用調整助成金をいただき、なんとか赤字の圧縮に努めましたが、実質大幅な赤字であったということです。そのような状況からコロナが落ち着いてきた中で、今年に入って受注は戻ってきて、ようやくコロナ前の売上高にまで戻ってきたということでございます。一方で、エネルギー価格が大幅に上昇し、当社では電力をかなり使いますが、電力が約8割アップで、相当上がっていることも事実です。その他諸々の物価高もございます。もちろん、受注単価も客先に要望はしておりますが、すぐにはなかなか上がらない、タイムラグがあるということも事実でございます。そのような中で、人材の確保も必要ですが、私どもも人材の確保には苦勞しております。そのためには賃金を上げていきたいということも山々ですが、そこまで至っていないということ現状であります。特に今年の夏は暑くて現場は大変でしたが、すべての工程が過酷な環境ではありませんので、特に過酷なところに対しては夏は特別な手当をつけるですとか、始業時間を早めて暑い時間は仕事をしないなど、色々工夫をしながらやっているところであります。

それから、一般事業主行動計画というのがありますが、賃金をなかなか上げられない代わりに、年次有給休暇の取得促進ということで、付与日数に対して現在75%くらいの取得があります。今後2年間で85%くらいに持っていくということと、男性の育児休業1ヵ月くらいを7名くらい取得して、そういった職場環境を作りながら、利益が出たら何としても還元したいと考えております。

(部会長) ありがとうございます。

労働者側・使用者側から発言内容について質問等ございますか。

(な し)

(部会長) 公益としては、労働者側・使用者側からの賃金実態や経済状況等の発言内容について、それぞれ受け止めながら金額の審議を進めますので、労使とも年内発効に向けて円滑な審議の進行にご協力をお願いします。

それでは、金額の審議に入りたいと思います。審議の展開によっては、労使で話し合う場を持っていただくことも考えておりますが、まずは、例年どおり、労働者側から先に金額審議に入ることにしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

金額審議

(部会長) 使用者側から第3回目の金額審議において、経団連の妥結結果に基づく金額の提示になりますが、製造業の平均賃上げ率を使用し、29円引き上げ941円 of 金額提示でした。労働者側の3回目の金額提示、歩み寄りをいただいて前向きに検討いただいたことを踏まえて、使用者側としても応えられる範囲で金額提示をしたと公益としては承っているところでございます。

まだ、労使の隔たりがありますので、今日の審議はここまでとさせていただければと思っています。現状、労働者側37円引き上げ949円、使用者側29円引き上げ941円となりますので、現時点で8円の隔たりになります。本日はここで審議を終了し、次回の第3回専門部会において、労使双方に歩み寄りをお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、年内発効に向け、次回専門部会において全会一致で結審できるよう、次回開催までに労働者側、使用者側ともに十分検討・協議をお願いします。

(3) 事務局からの連絡

(部会長) 今後の日程等について事務局から説明してください。

(室長) 次回、第3回非鉄金属製造業最低賃金専門部会につきましては、10月19日(木)午前10時00分から本日と同じ会場(福島合同庁舎3階会議室)において開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところ恐縮ですが、出席方よろしく願いいたします。

3 閉 会

(部会長) それでは、これにて本日の専門部会を閉会とします。